

■鳥取県介護職員等長期定着支援事業補助金 Q&A

令和8年6月26日

No.	Q	A
(共通)		
1	交付申請は事業所単位で行うのか。	交付申請や実績報告は法人単位で行ってください。法人で複数の事業所を申請される場合は各事業所分を取りまとめていただくようお願いいたします。
2	介護分野と障がい福祉分野の事業所を運営している法人の場合、両分野から補助を受けることはできるか。	介護分野と障がい福祉分野の事業所を運営している法人において、両分野から補助を受けることは可能ですが、その場合、それぞれの分野ごとに申請書を作成し、各担当窓口（長寿社会課、障がい福祉課）へ申請が必要です。
3	申請できる事業所数に上限はあるか。	事業所数の上限はありません。
4	同一事業所において、「介護職員等安全確保対策推進事業」、「複数名訪問介護等支援事業」の両方を申請することは可能か。	可能です。
5	同一事業所で介護分野と障がい福祉分野の両方のサービスを実施している場合、介護サービス分と障がい福祉サービス分のいずれも申請することは可能か。	介護分野、障がい分野のいずれも申請することが可能ですが、介護職員等安全確保対策推進事業については、両分野で共用するものを整備する場合は、より使用頻度が高い分野で申請してください（按分して申請はしないでください）。
6	交付決定前に整備した機器や実施した複数名訪問は補助の対象となるか。	交付決定前に実施された事業については補助対象外です。
7	補助対象事業者は鳥取県内で介護保険法上の指定を受けた介護事業所又は、障害者総合支援法上の指定を受けた障害福祉サービス事業所・施設等を運営する法人とあるが、事業所としての指定はいつ時点で受けている必要があるか。	交付申請時点で指定を受けていれば差し支えありません。
8	交付申請時点で廃止が決まっている事業所は対象になるか。また休止中の事業所についてはどうか。	交付申請時点で廃止が決まっている事業所や休止中の事業所は対象になりません。
9	これまで介護報酬を請求したことのない（介護サービスを提供したことのない）みなし指定の医療機関も対象になるか。	介護保険の事業実績が無い場合は、対象にはなりません。
(介護職員等安全確保対策推進事業)		
1	同一事業所で複数のサービスを実施している場合、サービスごとの申請は可能か。	指定を受けているサービス種別ごとに申請が可能（サービス種別ごとに上限50千円）ですが、複数のサービスで共用するものを整備する場合には、より使用頻度が高いサービス種別で申請してください（按分して申請はしないでください）。
2	介護分野において、訪問看護ステーションが対象外となっている理由は何か。	訪問看護ステーションは、「鳥取県地域医療介護総合確保基金事業補助金（医療分）」の「訪問看護ステーション安全確保対策推進事業」対象となるため、本補助金の対象外としています。 (https://www.pref.tottori.lg.jp/242309.htm)
3	リース費用は対象になるか。	交付決定後、新たに締結するリース契約に係る費用であれば対象となります。ただし、交付決定の年度末分までのリース料に限ります。
4	過去に本補助金の交付を受けて購入した機器を追加購入する場合も対象になるという認識でいいか。	お見込みのとおりです。本補助金の交付有無にかかわらず、過去に購入した機器を追加購入する場合も対象になります。
(複数名訪問介護等支援事業)		
1	交付対象となるサービスは「訪問介護」「居宅介護支援」「居宅介護」「計画相談支援」のみということか。	お見込みのとおりです。
2	補助上限額について、訪問回数×1,500円とのことだが、訪問回数の上限はないのか。	明確な上限は定めていませんが、30回を基準としていただき、それ以上となる場合は別途ご相談ください。
3	訪問時間に関わらず、訪問回数1回につき1,500円の補助を受けることができるという認識でいいか。	お見込みのとおりです。

4	同一日、同一利用者に複数回訪問した場合、その訪問回数分補助を受けることができるのか。	単に1回の長時間の訪問介護等を複数回に分けて行うことは適切ではないため、前回の訪問からおおむね2時間以上経過している場合においては、前回の訪問と回数を分けて申請することが可能です。
5	複数名訪問する訪問介護員等について、何か要件等はあるか。	サービス提供に係る基準等に定められた資格要件等は別途満たす必要がありますが、カスタマーハラスメント対策を目的とし、同行者と複数名で訪問する場合、同行者の方には職種や資格の有無を問いません。事業所において適切に御判断ください。
6	鳥取県訪問介護等サービス提供体制確保支援事業補助金の交付を受けているが、本事業の申請は可能か。	「鳥取県訪問介護等サービス提供体制確保支援事業補助金」を受けた訪問介護サービスについて重複して本補助金を受けることは認められません。（同一利用者に対する1回の訪問で、両方の補助金を重複して受けることはできません）。
7	例えば、利用者Aの訪問には鳥取県訪問介護等サービス提供体制確保支援事業補助金を活用し、利用者Bの訪問には本補助金を活用するということのように、それぞれ利用者ごとに補助金を使い分けることはできないか。	利用者Aに対する1回の訪問で鳥取県訪問介護等サービス提供体制確保支援事業補助金と本補助金を重複して受けることはできませんが、利用者ごとにそれぞれ補助金を受けることは可能です。
8	鳥取県訪問介護等サービス提供体制確保支援事業補助金の交付を受けて利用者Aを訪問している。当該補助金の上限である30回の訪問を終えた後、利用者Aを引き続き本補助金の対象とすることは可能か。	可能です。